



学校だより

令和6年5月24日

第6号

横芝っ子



1学期も振り返り地点を迎えました。各学年では、校外学習などを計画し、充実した学習が進行中です。『横芝っ子』でも、可能な限りその様子を伝えていきたいと思っています。

☆初めての校外学習☆

本日、1年生が校外学習を行いました。今回の校外学習の目的は、

- ①自然にふれたり公園の遊具で遊んだりしながら、友達との交流を広げる
- ②公共施設である公園を、ルールやマナーを守って安全に利用する
- ③通学路の様子に関心を持ち、安全に気を付けて歩く の3つでした。

学校から坂田池公園までは、全員で歩いて移動しました。安全に気を付けて歩くことができました。公園に到着後は、自然に触れたり、保護者の方々やグループの友達と交流したりすることができま



した。また、遊具で思い切り遊ぶこともできました。子供たちはルールやマナーを守り、安全に施設を利用することができました。校外学習の3つの目的がしっかり

達成できた、よい校外学習になりました。

本日は、多くの保護者の方々にご協力していただき、子供たちは楽しく充実した時間を過ごすことができました。この場をお借りして、ご協力いただいた保護者の皆様に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。



母から息子へ～スマホ18の約束～

「スマホ18の約束」は、アメリカ人の母親が2012年に13歳になる息子にクリスマスでスマートフォンを与えたときに一緒に渡した契約書です。当時、話題になりました。お子さんにスマートフォンを持たせている方もそうでない方もぜひ、お子さんと一緒にお読みください。

- 約束1 このスマホの持ち主は、あくまでもお母さんよ。
- 約束2 パスワードを決めたら、お母さんに知らせること。
- 約束3 お母さんやお父さんから着信があったら出なさい。必ずよ。
- 約束4 夜の間、スマホはママに預けて。電話は、相手の家に堂々と顔を出せる相手にだけよ。
- 約束5 学校には持って行かないこと。直接話した方が、あなたの力になるわ。
- 約束6 壊したら自己負担。一度はありうることだから貯金をしておいて。
- 約束7 うそや人を傷つけるための道具じゃないわ。人が人を傷つけるのを傍観したりそれに参加したりもダメ。
- 約束8 書き込む前に、その言葉を直接相手にいえるか考えなさい。
- 約束9 友達に、その家族が聞いたら傷つくようなことを言っではダメ。
- 約束10 大人向けの画像は禁止よ。私に見られても恥ずかしくないものだけにしなさい。
- 約束11 公共の場ではマナーモードか電源 OFF に。ルールを守ること。
- 約束12 あなたやあなたの知り合いの裸の写真はやり取りしてはダメ。巨大なインターネットから、跡形もなく奪い取ることは絶対に不可能よ。一生つきまとわれるわよ。
- 約束13 写真や動画もいいけれど、保存はそこそこにね。肌身で感じて記憶したものは、一生ものよ。
- 約束14 ときどきスマホなしで外出しなさい。スマホは、不可欠なものではないの。流行に流されないものも大人の生き方よ。
- 約束15 チャートにない、新旧の音楽をダウンロードしてごらんなさい。こんなに音楽に手が届く時代は初めてよ。
- 約束16 はやりのゲームばかりでなく、言葉遊びやパズルなど、頭を使うゲームもときどきね。
- 約束17 検索の世界だけでなく、鳥がさえずる現実の世界もご覧なさい。歩いて見知らぬ人との会話も、楽しみなさい。
- 約束18 スマホの扱いに失敗したら一度お母さんに返して、じっくり話し合いよ。お互いに成長していきましょう。

再度、お知らせします。

【スマホの管理は保護者の責任です。ルールやマナーを守った上手な使い手に】

インターネット接続機器の普及により、インターネットはますます私たちの生活に身近になってきました。学校でも、一人一台貸与のタブレット端末でインターネットを活用した調べ学習をする機会は増えています。インターネットを使うことで、多くの情報をすぐに得られたり、離れた人ともメールや SNS やゲームなどでつながることができたりと、とても便利です。最近では、スマホやオンラインゲーム機などのインターネット接続機器の所有率が高まりました。しかし、犯罪やトラブルに巻き込まれ、深刻な問題となるケースも増えています。これからの時代、インターネットや SNS を適切に使用できる力を育成することはとても大切です。学校では、タブレットを安全に使用するために、情報モラルの学習を行っていますが、ご家庭においても、保護者の責務(「青少年インターネット環境整備法」第6条)として、利用状況の把握やインターネットの利用の適切な管理、適切な活用能力の育成に努め、安全な利用ができるようご協力ください。

1 インターネットのトラブル事例

- なりすましによる悪口や誹謗中傷の書き込みやいじめ
- SNS に載せた個人情報の流出
- SNS で知り合った人からの誘い出しを受けての犯罪被害
- 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用
- 「闇バイト」等情報によるアルバイト感覚での犯罪加担

総務省の上手にネットと付き合おう！
安心安全インターネット利用ガイド



2 ネットの危険から子供を守るために保護者ができること

○ ペアレントコントロール

子供のスマートフォン等の使用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組み。子供がスマートフォン等でゲームをする場合、プレイする時間や時間帯、課金の制限を行ったりできます。OS 事業者やアプリ開発事業者からサービスが提供されています。

○ フィルタリング

「不適切情報サイト」へのアクセスを制限します。購入時、携帯電話会社で説明や設定をしています。

○ 家庭内ルール作り

子供と一緒に利用目的や利用場所、時間帯を話し合っ規則を決めます。この規則は成長とともに少しずつ見直しながら、SNS やインターネットを使用する際の規則やマナーを守る習慣を身に付けることが大切です。

(政府広報オンライン、総務省の教育情報化の推進ページ参照)

<ルール作り例>

- ・名前や顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・パスワードは親が管理する。
- ・利用する場所や時間を決める。
- ・トラブルの時はすぐに保護者に相談する。